



令和4年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料4

事故防止について



事故報告について

サービス提供中に事故が発生した場合は、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、函館市に報告が必要になります。

<報告が必要な事故>

- ・ 怪我等の場合は、医療機関に2回以上、受診したものの。
- ・ 誤薬（受診の有無に関わらず全て報告）
- ・ 送迎等での車内置き去り（全年齢）
- ・ サービス提供中の職員や利用者の不法行為 など

<報告期限>

事故発生から30日以内。ただし、死亡事故など重大な事案は、事故発生時に電話等で報告した後、7日以内に報告書を提出する。

R3～R4 に函館市に報告があった事故の例

<おとなの事故例①>

- ・ 入浴介助中，浴槽内で足を滑らせ転倒し，後頭部裂傷。
- ・ おむつ着脱介助の際，バランスを崩して転倒し，前頭部裂傷。
- ・ トイレ内で排泄介助時に，バランスを崩して転倒し，右大腿骨骨折。
- ・ トイレ誘導中に不穩になり，トイレ扉を叩き右手より出血。
- ・ 誤薬（他者の薬を与薬，与薬もれ，錠数誤り等）。
- ・ 食事中に喉つまり。救急搬送。
- ・ 送迎中，前方停車中の車両の発見遅れにより急ブレーキをかけたところ，車椅子で乗車中の利用者が負傷し右大腿骨骨折。

R3～R4 に函館市に報告があった事故の例

<おとなの事故例②>

- ・ 階段を踏み外して落下，右膝と右手指骨折。
- ・ 廊下を歩行中，走ってくる他利用者を避けられず転倒し右手首骨折。
- ・ 自室内でソファに座って洗濯物を衣装ケースに収納していたところ，前のめりに転落し，右足脛骨骨折。
- ・ 洗濯物を干すため，物干しを掴んだら接続部が外れて転倒し，額部裂傷。
- ・ スリッパがうまく履けずつまずき，前のめりに転倒。前頭部裂傷。
- ・ 就寝中にベッドから転落し，右耳裂傷。
- ・ 事業所前の凍結路面で滑って転倒し，左腓骨骨折。
- ・ 送迎車から降車直後に転倒，右膝蓋骨骨折。

R3～R4 に函館市に報告があった事故の例



<こどもの事故例>

- 誤薬（与薬もれ）
- 小麦アレルギーのある見学者に，小麦含有のお菓子をおやつとして提供してしまった。
- 「大根抜き」遊びをしていて，抜かれないように右足で踏ん張った際に体重がかかってしまい，右足趾骨折。
- 公園に外出中，すべり台から飛び降り，右足骨折。
- 公園に外出中，フワフワドームで遊んでいたところ，バランスを崩して左足首骨折。
- 近所の児童館で遊んでいたところ，ストーブ上部をストーブガードの上から触ってしまい，右手手のひら熱傷。

送迎中の安全について

令和4年9月、静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに園児が約5時間置き去りにされ、死亡する痛ましい事故が起こりました。

同様の事故は、令和3年7月にも、福岡県でも起きています。

また、平成29年には、埼玉県の障害者支援施設で、送迎車に取り残された知的障害のある男性が、熱中症で死亡した事故が起きています。

事故が起こるたびに、事故防止の徹底が強く指導されていますが、事故は繰り返し起こっています。

この事故を受け、令和5年4月から、障害児通所支援事業の基準が改正され、「安全計画の策定」「車両乗降時の点呼等による所在確認」「送迎用車両への安全装置の設置」などが義務化されることになりました。

送迎中の安全について



車両内は、著しい高温と低温になります。

成人であっても、車椅子などの身体障がいや、知的の障がいのため、自力で車外に出られない人もいます。

また、普段は自力でドアを開けて車外に出られる人でも、疲労や薬の影響などで眠り込んでしまうこともあるため、車両内に置き去りになった場合の危険は、子どもに限ったものではありません。

今回の義務化の対象になっていない事業所でも、送迎中に危険がないか職員の皆様で話し合い、送迎マニュアルやチェックシートを作成するなど、送迎中の安全確保のための取り組みを積極的に検討してください。

まとめ

事故の発生を未然に防ぐためには、普段からのヒヤリハット報告の習慣づけが有効です。

ちょっとしたことでも報告し、それを事業所内で共有できる体制づくりに努めてください。

